

## 議会運営委員会

令和 3 年 8 月 2 3 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本日の議会運営委員会は、議選監査委員等についてであります。

一つ目は議選監査委員について、二つ目は議会基本条例についてであります。

まずは一つ目の議選監査委員についてであります。さきの全員協議会におきまして、委員から議会選出の監査委員についての疑義があり、議長からは議会運営委員会において協議する旨の発言がありましたことにおいて議題とするものであります。

それでは、タブレットに資料を配付しておりますので、皆さん、届いています、資料。

○高芝議会事務局長 それでは、ただいま委員長のほうから御説明いただきました関連資料につきまして、今回は主に議会選出監査委員について、これまでの議会、執行部の考え方、経緯などについて主に監査制度の概要を含め説明させていただきます。

まず、資料 1 のほうを御覧ください。

こちら地方公共団体の監査制度につきましては、従前から地方制度調査会や地方行政検討会議等において制度の見直しを含め議論のほうが行われ、監査制度のほう、より充実、強化させ、監査委員の専門性及び独立性を高めることを目的に平成 3 0 年 4 月 1 日施行の地方自治法の改正によりまして、議選監査委員の選任の義務づけのほう緩和されました。

内容としましては、これまで必ず議員から監査委員を選出しなければならないという制度のほう改められ、議員から選出するか否かは地方公共団体の判断に任せられる形となりました。

平成 3 0 年当時、当該自治法の改正に対する執行部、監査委員の見解といたしましては、監査委員の独立性を強化するための改正の趣旨、意義は十分認識した上で、監査業務におきまして議選監査委員ならでの知見など制度のほうは有効に機能していると判断しており、本市の現状におきましては議員以外の人材から監査委員を

複数選出することは困難であり、議選監査委員廃止に伴う市の財政負担の増加についても考慮する必要があるため、議選監査委員を廃止することに慎重な見解でございました。

また、議会といたしましても当時の議長さんの御意向を含め、議会運営委員会におきまして、当該法改正の内容を十分踏まえ協議していただいた結果、議会といたしましても今後も議選監査委員のほうを選出する方向性のほうを確認していただいた経緯がございます。

次に、資料2のほうをお願いします。

ここで地方自治法改正後の当該条項のほうを確認していただきます。

法第九十六条第①項を御覧ください。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

平成30年4月1日施行の改正により、このただし書部分が追加された形でございます。

なお、本年6月11日開催の全員協議会における申合せに際しましては、監査委員の任期については1年とする。ただし、再任は妨げないということで、従来どおり議選監査委員を1年任期で選出していただく形で申合せのほうをしていただいており、その後、6月18日開催の第6回臨時会中の全員協議会におきまして、本日議題の提案に係る協議がございましたが、申合せに基づき執行部のほうに議選の候補者を推薦した後、監査委員の選任議案を全会一致で同意していただいた経緯がございます。

次に、すみません資料1に戻っていただきまして、参考として議会選出監査委員の状況について説明させていただきます。

まず、三重県内の状況でございますが、三重県及び県内14市全てにおいて、議会選出の監査委員のほう、現在配置されておる状況でございます。

次に、全国に目を向けますと議選監査委員を配置していない市としては、記載のほう全国792市のうち22市の事例があるようでございます。

最後に、こちら尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定められる監査委員の報酬月額のほう記載しております。

執権、議選合わせて年間約177万円程度の費用が必要となっております。

次に、資料5をお願いします。

こちら、ただいま県内14市、三重県及び紀北町さんの監査委員数の一覧のほう、参考に通知させていただきましたので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、資料3、お願いします。

こちらのほう資料、地方公共団体における監査制度につきまして、該当部分を簡略に説明させていただきます。この資料につきましては、地方公共団体におけるガバナンスの基本構造を表したフロー図でございます。

まず、図の真ん中上のほうに議会、あると思うんですが、その下のほうに長の囲みがあると思いますが、こちらのほう、憲法に基づきまして、議事機関として議会のほうが設置され、議会が地方公共団体の意思決定を行い、長がこれに基づいて政策のほうを執行するためのチェック体制、選任などのフロー及び基本的な構造となっております。

次に、図の真ん中の下のほう、長という囲みの右のほうに監査委員と監査委員事務局という囲みがあると思いますが、こちらのほう監査委員は長から独立したチェック機関でございまして、基本的に財務監査のほか、事務執行に関する行政監査を行うこととされております。

また、図のさらに右のほうに平成9年の地方自治法の改正により創設されました外部監査制度、こちらのほう記載されております。こちらのほう、従来の監査委員制度にプラスして外部の専門的な知識を有する外部監査人による監査でございまして、地方公共団体の監査機能の独立性、専門性の一層の充実を図るための制度でございます。

最後にすみません、資料4、御覧ください。

ただいま通知させていただきました資料4のほうは、従来からの監査委員監査と当該自治体の判断で別途条例化することによりまして導入することができる外部監査につきまして、監査の対象、定数、選任資格などそれぞれの概要のほうまとめた資料でございます。

参考に後ほど御参照いただきたいと思います。

事務局からの説明、報告のほうは以上でございます。

○仲委員長      ありがとうございました。

ただいま事務局より地方自治法改正の経緯、監査委員の見解、議会のこれまでの見解、地方自治法第196条、また、県下の議選監査の動向等について関連資料とともに説明をいただきました。

また、これまでの議会の見解につきましては、平成30年1月16日の議会運営委員会で議会としても今後も議選監査委員を選出する方向性を確認しているということでございます。

また、今年度の6月の役員改正については、既に議員監査委員を選出しているという中での議論をお願いしたいと思っております。

それでは、資料の説明がありましたので各委員さんの発言を求めます。

それでは、1人ずつ委員さんの発言をお願いしたいと思っておりますので南委員さん、お願いします。

○南委員　　今、局長から説明がありましたように平成30年の自治法の改正のときのたまたま議長させていただいたということで、当時13名の議員さんと何回となく話合いの中で、やはり財務監査、前回も言わせていただきましたけれども、財務監査、行政監査が主に二つが大きな役割ということで、やはり議選、議会から選出させていただいて行政監査、費用対効果面等々をやはり審議するのには、やはり議選監査が出るのがふさわしいんじゃないかというような形で全議員ではなかったですけれども、大方がそういう方向で進んで当時平成30年、選出を決めたということでございますので、私自身としても以前の考え方からぶれていないので、やはり行政監査するのが、やはり議会からいくのがふさわしい形じゃないかなということで私は議選監査選出を今後も必要であろうと認める1人でございます。

以上です。

○濱中委員　　現在私監査やらせてもらっておりまして、9年前に続いて2回目なんですけれども、やはり今定期監査が一通り終わったんですけれども、今南委員が言われたように行政監査という面で予算を決めるところからの流れであるとか、そういったこと確認させてもらった上での議会からの監査というのは必要であろうというふうに考えております。

やはり財務のあたりの手続上のプロセスであるとか、その正確性なんかはやはり監査事務局員であるとか、あと代表監査のほうが詳しくやっていただけるのは間違いないのかなと思うんですけれども、こと行政監査に関しましては、その執行の流れであるとか、その効果、あと、住民の皆さんの御意見を聞く上でのこの事業の効果なんかは、やはり議会のほうがある程度詳しく感想が述べられる場面ではないかなと感じることがたくさんございます。

なので私も議選の監査は必要であると、このまま続けていければよろしいのではないかなというふうに感じております。

○西川委員　　監査のことなんですけど、建設とかそういうことも監査委員の濱中さんは目を通されているんですか。

多分抜け穴というか、見落としというか、令和2年度にあった工事で監査のされていないところがあるんですけど。また、後で濱中さんに詳しく言いたいと思うんですけど、あるいは建設課が明らかにおかしいことをやっておることがあるんですよ。それ、僕はきちっとそれを罰せなあかんと思うんですけどね、やっておることに対して。

それをまた、後日、あと、濱中委員にこれを見落とししていますよということをおっしゃってほしいので、僕としてはやはり外部監査も絶対必要じゃないかなと、専門的などころでいくと思います。

以上です。

○仲委員長　　今の西川委員さんから外部監査人という話が出ましたんですけど、今回の議会運営委員会では議選監査委員だけを必要かどうかの議論をお願いしたいと思います。

外部監査人という先ほど説明ありましたように包括外部監査と個別外部監査に分かれています。議会としては外部監査人については議論すべき問題ではないという考え方をお願いしたいと思いますので、その点よろしくお願いたします。

○西川委員　　いえ、さっき頂いた資料の中で外部監査というのがちょっと見えたもので、ちょっと意見を言わせていただきました。

○小川副議長　　私の立場としては議選の監査委員、出すべきだと思います。

といいますのも、私も監査1年させていただきました。そのとき気づいたことでその尾鷲市債権管理条例というの、できてなかったものですから、その債権のことに対して監査委員としてこれ、きちっと条例つくるべきと。

その市の職員の監査委員ではなかなか挙げにくいという問題がありまして、それ、私が監査したときにこれ、何とかきちっとしなければならないということでほかの議員さんにも相談させていただきましたけれども、そういうこともできると思いますので、議選は必要じゃないかなと私は思います。

○三鬼議長　　私もこの議員在任中に2度ほど監査委員を務めております。

私が議員となった頃は、どちらかというと地方自治において予算主義という表現がございましたが、地方分権であるとか、そういった改革によって決算を重視するというようなことと同時に、行政においても無駄がないようにということで議会におきましても、主要施策の予算の概要というのを議会の要望に基づいて予算書ある

いは決算によってその評価をつけてもらうように、執行部につけさすようにしたわけですけど、そういったことを踏まえまして、やっぱり監査の役割の中でやっぱり行政的な施策の何ていうんですかな、今1点工事等についてもありましたけど、全体的な施策、財政運営的な意味では行政監査的な意味合いが要するというの中では、私の経験では最初に県出身の方が代表監査されていまして、そういったところの理解もここではあったように思いますが、2回目、監査委員したときには民間出身の方でしたので、やっぱり行政出身の方と民間の出身の方の代表監査では、その視点もいろいろと違うところがあるのと、監査する中で一般会計の単式簿記の難しさとか、税理士さんとか、公認会計士さんが扱いにくい部分の一般会計の難しさあるいは企業会計におきましても、3条資金、4条資金という部分でなかなか民間では分かりにくい部分がある中では、その辺は予算審査もしております関係上、議員が一番卓越しておるのではないかとということも踏まえてですね、そういった実践的なことも踏まえて議会選出の監査委員は今のところ置くべきであろうと、いろんな意味の監査請求があったりとか、そういったときも含めて行政成果とあるいはそういった財政的な面を含めての議論ができるのは議員ではなからうかと思っておりますので、議選の監査は必要であると思っております。

○村田副委員長　私は従来どおり議会からの議選監査委員というものは必要でなからうかなと思っております。

現在も代表監査と議会選出の監査委員がいるわけでありましてけれども、先ほどのお話もありましたけれども、やはり議会人であるといろんな予算を隅々まで審査をしておるんです。

そういうことからすると、財政の流れ、いろんな文言を熟知しておると。そういうことがやっぱり議会として監査員になるというのは私は適当ではないかなと思っております。

また、いろいろな問題が出てきたらこれ、住民監査請求とかということもありますので、住民からこれはどうしてもおかしいということであれば監査請求をさせていただければいいんでありまして、財政監査もありますし、事務監査請求による監査もありますし、いろんな監査の仕方がありますけれども、その中で市民の方々がおかしいと思うんであれば住民監査を請求すれば、これまででも議員のほうから住民監査請求やられたこともありましたよね。

これはまれですけれども、めったにそういうことはないんですけれども、私はそういうことからすると監査請求というのも市民の皆さん方に一つの権利として与え

られておりますから、その議会の議員が選出をされて議会選出の議員監査としていくということは何ら私は支障がないのではないかなど、こう思っております。

○仲委員長　　ありがとうございました。

ただいま全委員さんから発言をいただいたわけですが、多数の方々が行政監査においてやはり必要であると、従来どおりの議選監査が必要であるというような意見が多数を占めました。

何かほかに意見がございますか。

○南委員　　もう一点ちょっと言い忘れたんですけれども、現実としてここ最近の識見監査委員のお願いするときになかなか人材不足じゃないんですけれども、成り手が無いというのが現実で、ここ数回そういったことなんで執行部のほうが大変苦慮をされておると聞いておるのも現実でございますので、そこら辺も十分考慮に入れていただきたいと思います。

○三鬼議長　　あと1点、予算決算を精査していただいたらよく分かると思うんですけど、先ほどの資料4でいただきました中で、適任資格ということの中で、弁護士であるとか、公認会計士、税理士というのが載っておるんですけど、先ほど副委員長のほうからも監査請求等の話がございましたように、こういったのにつきましては、そこに的を射たというんか、そういった形の費用も加算されて監査委員会の運営資金の中にはそういう予算も含まれておりますし、現に監査請求がございまして、事務局では判断し難いことにつきましては、そういったところへの御相談であるとか、指導ということもなきにしもあらずで行われておりますので、本市においてはそういったような外部監査、執行部の話ですけど現時点においても外部的なそういった専門家への相談というのにはあり得る、できることであります。ですから、何もそれが不足しているということには私が務めた中では思えませんでした。

○仲委員長　　ありがとうございました。

ほかに意見ございませんか。

意見が出尽くしたようでございますし、詳細な御発言をいただきまして、やはり大多数の方が行政監査上必要であると、従来どおり必要ではないかという意見がございまして、議会運営委員会の方向性としては議選監査委員をこれまでとおり選出をしていくということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　それで方向性といたします。

次に、議会基本条例についてでございますが、先の全員協議会において、委員か

ら尾鷲市地域防災計画を尾鷲市議会基本条例第9条、議決事件の拡大の議会の議決事項に加えるべきであるとの発言がありまして、議長からは議会運営委員会において協議する旨の発言がありました。このことについても議題といたします。

事前に資料を用意しておりますので、局長のほうから説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、議会基本条例第9条の議決事項につきまして、ただいま議題となりました尾鷲市地域防災計画の概要、経緯などについて説明させていただきます。

まず、尾鷲市地域防災計画は災害対策基本法第42条に基づきまして、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関等の協力を得て、市の地域に係る災害について予防し、被害の拡大を防ぎ、復旧などの諸施策を実施することを定め、災害対応全般にわたる基本的な計画であり当該計画の作成につきましては、同法第5条によりまして市町村の責務とされております。

また、災害対策基本法第16条におきまして、この計画の作成及び実施を推進するために市町村防災会議のほうを設置することが規定されております。

ただいま参考に災害対策基本法の関係条文のほうを通知いたしましたので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、尾鷲市防災会議条例のほうを通知させていただきます。

市町村地域防災計画の作成などを目的に災害対策基本法第16条に基づきまして、市町村防災会議が設置されていることを先ほど説明させていただきましたが、市町村防災会議の所掌事務につきましては、尾鷲市防災会議条例第2条に規定されておりますので、御参考までに申し上げます。

簡単でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございました。

議会基本条例について尾鷲市地域防災計画をこの条例の中に加えるべきという発言の中で、ただいま災害基本法第42条、第5条、第16条と、また、会議条例について説明がありましたが、このことについて委員の発言を求めたいと思います。

ただ、災害基本法第42条につきましては、市の防災会議は防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、その計画について検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならないという文言がございますので、このことについてもお計らいの上、発言をいただきたいと思います。

順次、先ほど同じように南委員さんからよろしく申し上げます。発言をお願いします。

○南委員 防災会議はあれやないの。議長だけ議会で選出されておるんですか、ちょっとそこら辺の確認だけ。

(「議長だけやな」と呼ぶ者あり)

○南委員 そうですか。僕も防災会議は何回となく出席させていただいたことがあるし、やはり防災会議ということはいろんな関係機関の方も20人かちょっと入っておられると思うんだけど、後で防災会議のメンバーのあれ、もし分かったら教えてほしいんですけども。

当然議会での議決事項ということも意味が分かるんですけども、やはり幅広い選任されておる防災会議の委員さんがおられるということでございますので、やはり今回のそういったメンバーのことを尊重するという意味では、今しばらくは、僕はこの形がいいんじゃないかなというような思いがしておるんですけども。

ちょっとメンバー表もちょっと確認したいというのがありますので、ちょっと今しばらくこの形がいいんじゃないかなというのが今の現心境でございます。

○濱中委員 私もやはり防災会議は出席をさせていただきました。

やはりそれはこの防災計画に関しましては、今本当に南委員、言われたとおりやと思います。

市の執行部だけで決めるものではないという、各組織団体の代表者の意見を持って決められていく経緯がございますので、そういったことから考えるとそこを尊重するという必要なのかなと思いますし、ここに会議の条例、その構成についての条例がございますということは、これの変更に関しては議会のほうで議決事項と既になっているということもありますので、そういった辺りで議会としてはこの審査をもってその中の計画に関しては今の形を継続するという形でいいのかなとは思っております。

○西川委員 こういう資料ね、また、後で言おうと思ったんですけど、僕では先にちょっと見たいなと思うところあるんですよ。

というのは、僕らまだ日が浅いもので、そういう会議も出席はしていないと思いますし、内容も分からないので、また、次のその他のときにまた、ちょっと意見言わせていただきます。

○仲委員長 分かりました。

○小川副議長 僕もちょっとはっきりした答えというのはなかなか出ないんですけども、他市町ではこれ、どうしておるのかなと、ちょっとそれで思うことは国のほうは防災・減災、強靱化でどんどんどんどん改定してきていますよね。それと

の関連性はどうなのかと自分ではっきり分からんのですけれども、今のところは入れるべきかどうかというのはちょっと判断しかねるところです。

○三鬼議長　　1点は地方自治法96条の2項に基づいた議会基本条例でそういった審査事項をうたうということは総合計画のように国が各市町の自主性に任じたというような案件を主に審査に入れてあります。

私ちょっと全国の調べたところ、防災計画につきましても何件か市独自の条例にしておるところがございましたけど、全国的には国、県、そして、市町が連携してこの防災計画を立てるということから、この本市も定めております国の災害対策基本法に基づいた尾鷲市防災会議の中で防災計画をきちっと、例えば災害につきましても地震津波であるとかあるいは最近は土石流であるとか、水害等々もございまして、その辺によって国とか県の指導も変わっておるようですので、随時そういったことにも対応するというので、現状の防災会議を中心とした中で計画を見直していくというか、それで今回これを審査事項にしたらどうかということ踏まえて、何がうちの議会として審査すべきことなのかどうかということをもた、せっかく御提案いただきましたもので、こういったことも考えながらこの防災については見守りながら現状を理解していくというのも一つの考え方ではないかなと私は思っています。

○村田副委員長　　今この防災会議の委員名簿、配られたと思うんですけれども、これだけのほうが参加をされておるんですね。

この中には国の機関からも国の機関の出先の方々が出席をされておる。三重県であり、それから、海上保安庁、それから、国ですね、国土交通省。こういう方も参加をしております、そのほかには尾鷲市の中では教育委員会とか、消防組合とか様々な形でやられておる。

言わずもがなでありますけれども、防災というのはそれぞれ一つや二つの組織が合わさってできるものではないんですよね。これ、尾鷲市全体あるいは国全体、県全体という形で取り組んでいかなければならない問題でありますから、その際にはその尾鷲市であるなら尾鷲市がイニシアティブ握ってやっていくのかというようなこともありましようけれども、大体がその皆さんが固まってやっている。

そういう意味では尾鷲市だけでは防災というのは絶対できないものですから、三重県であり、国であり、それから、海上保安庁であり様々な関係機関からの御協力をいただかなくてはならんのですね。

ですから、N T Tなんか入っているのはこれはインフラ整備にはと、インフラを

きちっと少しでも早く復旧をするには何が必要なのかということもいろいろ書いてある。その中で皆さんが割り当てられて出席をしてくれるように地方公共機関として出席をしておられるんですね。その中でいろいろな協議をされ、決まっておるわけでありますから、これ、一つの議会の議決事項に加えるということであつたら、これらの方々の御意見を十分お聞きをしてどうなのかということもやっぱり基本としては探っていかななくてはならないことになると思うんですね。

そういう機会がない中で尾鷲市の議会にこの議決権を云々というのは、これはいかなるものであろうかなと私は思いますし、まず、この中で議論をされておることも十二分に把握をして、その上でどうなのかということをやっぱり協議をするべきでありますし、また、国、県、それから、国、県から来ていただいて国の方針、県の方針というのもありますけれども、それらを見捨てて尾鷲市だけで、無視をするわけじゃないんですけれども、ともすれば議会で議決をするということになれば、そういった協議をしていただいたことをともすれば覆すことにも部分的にですよ、なる可能性もあります。

ですから、やっぱりこの防災会議の独自性、それから、防災会議のやっぱり役割というのを尊重して、私は今のところは議会にこの議決事項として参加をさせるということは私は無理だと思います。

○仲委員長 分かりました。

大変貴重な意見をたくさんいただきまして、まとめに入りますと国の機関からも参加をされている、一つ。

また、順次見直していくためには国、県との対応が必要であるということ。連携が必要であるということですね。

それから、既にお手元に防災会議委員の名簿が配られておるんですけど、この委員さんの意見も尊重したいというような意見がございまして、意見が出尽くしたと思われまますので、現在今しばらくこの議決案件にはしないということで、その方向性で、議会運営委員会の方向性としてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 そういう方向性といたします。

以上が今日の議会運営委員会の議題でありまして、全て終了いたしましたので、これで議会運営委員会を閉会といたします。

○西川委員 先ほどもちょっと言わせてもらったんですけど私が市会議員に当選したということで、私の友達で東京の狛江市というところに住んでいる者がおるん

ですけど、市会議員になったら一応勉強するのにうちの資料もちょっとネットで取ってみて、ちょっと尾鷲市と比べてみよということで一応いろんな市町の議会だよりというやつを取ったんですけど、その中に議決のいろんな議題がありますよね、議会で。そのときの賛否を取った表を載せているところが多いんですよ。

というのは、この前の議決のときに女性4人が反対しておるのに西川さんはなぜその4人を応援しなかったのやという人の声があって、いや、僕は反対していましたよと、そんな見たことありませんよという声があったので、こういうのを広報なんかには議会の議会だよりとして、こういう人はこういうことで反対でした、こういうことで賛成でしたという意見をちょっとでも述べて広報おわせの中だけでも入れてもらえたらありがたいなというのが一つと。

あと、協議会及び委員会の開催のお知らせしますよね、タブレット。そのときに議題に伴う資料の添付、今日でいえばこの防災の名簿とか、そういうのを添付していただけると前もって僕らもちょっと考えることができるし。

それとあと、ほかの市町では議会の日程は2か月先まで公表しているところがあるんです。それ、3日前に送られてきても僕らそれ、急に勉強できませんよね。その内容を熟読するということはできません。それ、もっと早く議会事務局のほうも他市町でやっておることができるんですから、それをもっと早く知らせていただきたい。

あと、もう一つだけ、議運及び全協では最近その他と書かれていませんけど、ぜひ今日今僕が言ったような意見を聞く場のその他というのを明記していただきたい。以上です。

○仲委員長　ただいま議運は閉めましたけど、ちょっと再開をいたします。

西川委員のほうから二、三点提案が出ましたけど、一つは議会だより等を東京の狛江市のほうでは議決案件の賛否について公表をされておるという意見ですね。

これについては議会懇談会において、これまでは議決の方針について公表はされておりますけど。

(「報告会」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　報告会ね。報告会ではされていますけど、市広報には載っていないという点がございます。

もう一つは、全協の委員会の議題が出されたときに資料を事前に配付というお話ですけど、この2点について議長のほうからちょっと何かありましたら。

○三鬼議長　これまで議会改革におきまして、議員編集による議会だより等々も

作成して発行しておいた時代がございました。ただ、議員が自らつくらなくちゃいけないということがあって、財政的な問題も含めて議員定数をどんどん減らす中ではちょっと無理があるというみんなの話合いの中でそういったものがなくなっていたというのがあります。

今先ほど話が出ましたように議会報告会を基本条例に基づいてやるかという中では、賛成議員、反対議員というか、固有名詞までも書くあれじゃないんですけど、コロナ禍の中で現在、昨年からちょっと議会報告会、年に2回行っておいたものがなくなって、その折には議会の結果資料を住民の方に配付するという形で、また、新聞にも取り上げていただくという形で行っておいたんですけど、ただ、今コロナ禍の中でできないというのがあって、1年に4回ある定例会が市の広報の中で行政側の資料ですもんで、それが議会側としてできるんかどうかということも踏まえて、できるのであれば年4回の議会における結果のみを載せていただくことができるかできやんかというのはちょっと下勉強というのか、させてほしいなどは思っております。

そういったことを含めまして、先ほど西川委員言われていました議会運営に関することはいろいろな意見を出してもらったらいいと思いますもんで、議会運営等々に関することやとか、議案に関するその他のことというんですか、それについては発言を求めたときはケース・バイ・ケースでやっていけばと思っております。

委員会の資料につきましては、これにつきましては、それぞれの委員長にお任せしておりますが、1週間前に委員会通知を発行する、タブレットで知らせるということがありますので、議会運営委員の皆さんあるいは各委員長って2名なんですけど、相談させていただきまして、できるだけ早い時期に資料を送れるかどうかということは検討した上で、その連絡の折か、ただ、執行部が資料が整わないときというのもぎりぎりまで整わないときもありますので、ちょっとその辺は委員長とも相談させていただきまして、できるだけ何日かでも早い時期に委員の皆さんに送れないかどうかということは前向きに検討はさせていただきます。

○仲委員長 分かりました。ただいま議長のほうから市の広報に年4回の議会終了後の掲載については執行部の考え方もございますので、その方向については執行部と共有させていただくというお話でありました。

もう一つは、委員会の資料につきましては、各委員長と検討したいということでございますので、それでよろしいですか。

○三鬼議長 後でこれ、コピーして各議員さんにちょっと目を通していただいた

ら。非常によいこと書いている議会だよりだもんで、これが市民に伝わればいいなという広報でね、思っているんで、また、後で提出します。

○仲委員長 分かりました。

○小川副議長 その議会だよりの件に関してなんですけれども、これまででも個人的に議会だより自分でつくって、例えば仲さんとかも定例会ごとに自分でつくっておきまして、自分の考え方とか、私も1回つくったことがありますし、これまでおられた議員さんもどんどんつくっておられた方もいましたんで、自分の考え方というの、今議会だよりというの、議会がつくってなかったら自分でつくって自分で配付するっちゅう考え方もあるんじゃないか、そのように思います。

○西川委員 それだと選挙活動と取られかねませんので。これ、一度見てください。

賛成の方、反対の方の意見を同時に並べて。市民が見るという感じで。自分で出すのはいろいろ議員活動こうやってやっていますよ、それ、選挙運動ですよ。

○三鬼議長 議員個々の活動につきましては、それぞれ先ほど言いましたように選挙運動にならない地方事情に基づいてやっていただいたらいいと思います。

先ほど答弁しましたように市の広報も通じてあるいはその確立的、財政的な問題もはっきり言って議会が議会だよりを出しておったときにはやっぱり財政が大変ということがありましたので、自ら本当に原稿も書いて、全部でチェックしてという作業をやっておりましたもので、何年か行ったんですけど、それと議会内の発言の多い人とか、少ない人とかもあって、そういったこともあってだんだんそれが無理じゃないんか、議員定数も減っていくので無理じゃないかということでもなくなった経緯があるんですけど、市の広報にどのように議会側、独立しておりますので、できるかどうかも含めてちょっと研究させていただきますので、御理解ください。

○西川委員 議員定数を減らしたのは議長たちですよ。議員定数を減らしたのは。だからやれないという理由じゃなく、一度これを見てください。

他市町の参考になるところは、よいところはどんどんまねしてやっていったらいいと思うんですけど。

議員が定数が少ないというのは言い訳にならないと思います。

○三鬼議長 いや、議員定数が少ないとか云々じゃ、前向きに検討させていただくと、これまでの経緯を話しただけですので、現状の中で現市の財政であるとか、現状の中でどれが可能かどうかをちょっと研究させてください。

そのときにはまた、意見を求めるかも分かりませんもんで、どうぞ御理解くださ

い。建設的に発言しておりますので。

○仲委員長　議長のほうから前向きに検討したいということでございますので、それでよろしいですか。

これで議会運営委員会を閉じます。どうもありがとうございました。

(午前10時48分　閉会)